

# 岩美都市計画区域 都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）

## 目次

### 1．都市計画の目標

- (1) 都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像
- (2) 当該都市計画区域の広域的位置づけ
- (3) 都市づくりの基本方針
- (4) 目標とする市街地像  
(骨格形成図)

### 2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (1) 区域区分の決定の有無

### 3．主要な都市計画決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用の基本方針
- 2) 主要用途の配置の方針
- 3) その他の土地利用方針
- 4) 計画的な土地利用の実現に関する方針

#### (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- 1) 交通施設の都市計画の決定の方針
- 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

#### (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### 4．災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針

### 5．福祉・景観に関するまちづくりの方針

(都市計画マスタープラン図)

## 1 . 都市計画の目標

### (1)都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像

鳥取県では、概ね 20 年後を見通し、豊かな風土を活かすしっかりとした都市と地域の将来像（都市像）を構築して県民と行政が共通認識とするとともに、その実現に向って多様な主体の参加と連携によって着実に都市・地域づくりを進める。ここでは、都市づくりの基本理念・目標の実現に向けた市町村共有の都市像を展開する。



都市が周辺地域と一体となって住民や企業のニーズを充足する都市圏の形成が進行してくる。本県においては、東部、中部、西部毎の3つの明確な都市圏構造を有しており、それぞれの中心都市を広域的な核として位置付け、全国高速道路網、地域高規格道路及び都市間道路の整備や情報ネットワークの整備により、都市計画区域を越えさらには県境を越えた広域的な視点で都市の機能強化を図る。

### コンパクトな都市づくり

自然環境と棲み分け共生する

中長期的に人口が減少し、社会投資余力の限界が見える中で起こる激しい地域間競争を勝ち抜くため、自然環境や歴史・文化資源を活かした個性の創出や中心市街地を含む既成市街地のストックを活かした再生を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合する暮らしやすいまちづくりを実現すると共に、鳥取県土地利用基本計画に基づき無秩序な市街地の外延化を防止する都市計画区域、区域区分などの的確な運用を図る。

### 個性ある都市づくり

文化を創り楽しむ、みんなでスポーツ、鳥取県で遊ぶ

一定の基盤充実が図られた都市型社会においては、少子高齢化等の社会的状況等を勘案し、各々の地域のもつ個性豊かな歴史・文化・伝統を尊重しながら特色のある都市づくりがもためられてくる。そのため、各地域が主体となり公共施設等のバリアフリー化等多面的な要素を配慮すると共に、自然景観や地域の風土・文化・生活に根ざした街並み等の優れた景観を守り育てるため官民一体となって個性のある都市づくりを図る。

また、県外からも余暇時間を利用し、来訪してもらえよう、豊かな自然や歴史・文化を楽しむグリーンツーリズムや観光などの充実により、魅力ある都市づくりを図る。

### にぎやかな中心市街地づくり

今、中心市街地が空洞化の傾向にあり、既存商店街の衰退、人口の高齢化と郊外への流出など様々な問題が複層的に絡み合っている。中心市街地の空洞化は、都市そのものの衰退につながる課題であり、都市全体の課題として取り組む。そのため、各都市圏域の中心都市において中心市街地活性化基本計画を基に中心市街地は従来の商業スタイルの改善とまちなかに誰もが住める街づくりを実現する等地域における新たな役割を担うことが必要であり、土地の高度利用や未利用地の利活用にあたっては、地域地区制度や市街地開発事業などの適用により優良なプロジェクトの誘導を図る。

## 循環型環境の都市づくり

環境にやさしい県

健全で恵み豊かな環境を保全しながら、人と自然との触れ合いが保たれた、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造する。そのため、環境基本計画をもとに環境への影響を軽減・解消する制度を積極的に導入し、自然・生態系の重要性和、安全性や利便性という生活者のニーズへの対応を適切に調和させながら、市街地形成や都市のインフラのあり方についても考え、持続可能で総合的な循環型都市づくりへと転換を図る。

## 災害・犯罪に強い都市づくり

平成12年の鳥取県西部地震を教訓に災害に強いまちづくりを行うため、災害時における避難地、避難経路等を踏まえた都市施設の整備及び防災拠点となる施設の配置を行うとともに、火災危険度が高い市街地に位置する避難地、避難経路周辺では、建築物の不燃化を図り、安全性を確保する。また、密集市街地については、防災性の向上のために総合的な整備を計画する。一方、増加傾向にある犯罪に対して都市施設整備における危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

## 住民を主役とした透明性のある都市づくり

県民みんなが主役の鳥取県をつくる

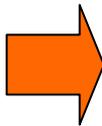
地方分権の下、各市町村の独自性を強めた「地域間競争」が、繰り広げられる時代を向かえる中、住民のまちづくりへの関心、参加意識の高まり及び社会投資力の減少からNPO等各種団体や企業と行政の連携・協働作業によるまちづくりの推進が求められる。そこで、地域社会との合意形成を図りながら具体的に都市計画を定めるためには、目指すべき都市像を明確にしこれらを実現するための都市計画の導入を図る。また、住民・市町村が主体となり都市づくりを進める体系を構築する。

(2)岩美町の広域的位置づけ

高速道路インターチェンジ等の整備による県民の日常生活の利便性の向上や市町村合併等の時代要請を勘案し、広域圏としての都市づくりの概念を導入する。

都市計画区域の連坦性や近接性を基本に、既定の地域区分や広域市町村圏、自然的・地形的条件や歴史的経緯等を勘案した上で、相互が連携、補完し合い一体的なまとまりのある圏域として、県都としての中核機能を有する鳥取市を核とし、鳥取県の国際的・全国的な中核としての役割を担う「東部広域都市圏域」を設定する。

この圏域における岩美町の発展方向と広域的位置づけは、以下のとおりとする。



市町村名	発展方向	広域的位置付け
鳥取市	圏域における都市的サービスを提供する中核都市としての役割を果たすとともに、教育・産業の高度化機能に特徴のある、圏域内の内外にわたる広域交流都市としての機能をもつ。	圏域内の内外にわたる広域交流都市
国府町	恵まれた自然・文化資源を活かした良好な定住拠点としての役割を果たすとともに農産物・林産物の供給基地としての機能をもつ。	自然・文化資源を活かした定住拠点
岩美町	自然公園や温泉等の観光資源を活かした保養・観光拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農・水産物の供給基地としての機能をもつ。	水産資源供給と自然公園や温泉等を活かした保養・観光拠点と定住拠点
福部村	鳥取砂丘観光の拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすとともに観光と連携を取った特産の農・水産物の供給基地としての機能をもつ。	鳥取砂丘観光の拠点と定住拠点 特産物の供給拠点
郡家町	自然環境の中で、農産物の供給基地、商工業地と住宅地が共存する良好な定住拠点としての機能をもつ。	商工業地と住宅地が共存する良好な定住拠点
船岡町	自然環境を活かした体験交流拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に特産の農・林産物の供給基地としての機能をもつ。	自然環境を活かした体験交流拠点と定住拠点
河原町	高速・幹線交通網とインターチェンジを活用した物流拠点としての役割を果たすとともに、良好な住宅地としてまた農産物の供給基地としての機能をもつ。	高速・幹線交通網とインターチェンジを活用した物流拠点と定住拠点
若桜町	氷ノ山を中心とした山岳レジャー拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に付加価値の高い農・林産物の供給基地としての機能をもつ。	氷ノ山を中心とした山岳レジャー拠点と定住拠点
智頭町	高速交通網の連絡拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすとともに、自然公園等を活用した保健休養基地、付加価値の高い林産物の供給基地としての機能をもつ。	高速交通網の連絡拠点と定住拠点
気高町	温泉、海水浴場、ゴルフ場を活用した健康・保養型のレジャー拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農・水産物の供給基地としての機能をもつ。	健康・保養型のレジャー拠点と定住拠点
鹿野町	自然・文化資源と温泉利用の各種健康・保養施設を集積する健康リゾート拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農産物・林産物の供給基地としての機能をもつ。	各種健康・保養施設を集積する健康リゾート拠点と定住拠点
青谷町	海・山の自然資源と和紙などの産業・文化資源を活かした定住・交流拠点としての役割を果たすと共に農・林・水産物や和紙の供給機能をもつ。	水産資源供給と産業文化資源を活かした定住・交流拠点
八東町	観光果樹園と連携した山岳レクリエーション拠点としての役割を果たすと共に農産物の供給基地としての機能をもつ。	山岳レクリエーション拠点
用瀬町	千代川を中心としたレクリエーション拠点としての役割を果たすと共に流しびな等伝統的文化を活用した観光基地としての機能をもつ。	千代川を中心としたレクリエーション拠点
佐治村	野外レクリエーション基地としての役割を果たすと共に果実や和紙の供給拠点としての機能をもつ。	果実や和紙の供給拠点

### (3)都市づくりの基本方針

都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像を踏まえ広域的な位置付けを考慮して岩美の都市計画における都市づくりの基本方針を次のように定める。

#### 都市計画における都市づくりの基本方針

##### 魅力ある元気なまちづくり

山陰海岸国立公園等の豊富な観光資源を中核とした地場産業の育成、体験型・滞在型観光を促進するため、特色のあるまちづくりを推進する。また、岩美駅周辺を中心とした土地の有効利用を進めるとともに、道路をはじめとする交通網や下水道施設の整備をいっそう促進し、誰もが定住を希望するまちづくりを目指す。

##### 自然と親しむまちづくり

区域を縦貫する蒲生川とその支流の小田川、陸上川、吉田川の河川周辺には農地や山林などたくさんの緑の資源が続き、最南端には雄大な河合谷高原がある。また、町北側の海岸線は国の「名勝及び天然記念物」に指定され、「日本の渚百選」や「日本の水浴場88選」に選定された岩に波が砕ける美しい浦富海岸の風景は、人々に安らぎを与えると同時に貴重な天然の造形美がつくる景観が重要な要素である。これら都市構造の一部をなす海と大地を保全し、都市活動による環境負荷を低減する努力を行い、人が自然と親しく暮らすことの出来るまちづくりを目指す。

##### 安心できるまちづくり

少子高齢化が進行する中で、価値観の多様化など社会情勢の変化に伴って安全性や快適性を重要視したまちづくりが求められる。都市施設のバリアフリー化や防災施設にも配慮し、高齢者・障害者・児童はもちろん住民が生き生きと暮らせるまちづくりを目指す。

##### 住民とともにつくるまちづくり

まちづくりの主役は住民であり、行政が地域的な課題から全町的な課題に至るまでの確に対応するためには、住民や企業のみなさんの自発的なまちづくりを推進しなければならない。そのために、各種事業の計画段階から住民や企業が積極的に参加し、岩美のまちづくりに反映させていくシステムの充実を図る。

#### (4)目標とする市街地像

本都市計画区域における目標とする市街地像は、市町村共有の都市像を踏まえたものとし、目標とする市街地像における「都市軸」、「都市機能の形成」については以下のように定めることとし、都市像の実現に向かったの具体的方針については次の方針において定める。

- 2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- 3．主要な都市計画の決定の方針
- 4．災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
- 5．福祉・景観に関するまちづくりの方針

##### 1)都市発展の軸

東西軸として国道9号とそれから分岐する国道178号並びにJR山陰本線を位置づけ、地域高規格道路「鳥取豊岡宮津自動車道」を構成する駟馳山バイパス、岩美IC及び東浜居組道路の整備により広域交流軸の強化を促進する。また、国道178号沿線は、山陰海岸国立公園の自然景観と調和した土地利用（緑地主体）の促進を図る。

南北軸として都市計画道路牧谷新井線（県道網代港岩美停車場線・県道岩美停車場河崎線）及び県道岩美八東線を位置づける。また、補完路線として都市計画道路岩本本庄線（県道岩美インター線）・都市計画道路河崎本庄線（国道9号アクセス道路）の整備（JR山陰本線との立体交差による国道9号と国道178号の接続）も併せて促進する。

##### 2)都市機能の形成

###### 市街地

JR岩美駅周辺地区は一般小売商店や役場・学校を主体に商業業務施設・公共公益施設が分布しており、活力とにぎわいの拠点として商業業務、公共公益、都市型住宅等の施設整備及び都市計画道路の改良を促進する。

国道178号沿線の海岸沿い地区は、浦富・牧谷海岸を中心に海洋型レクリエーションと関連性を持った宿泊施設等の商業業務施設が分布しており、町内観光の中心地として、岩井温泉と連携した滞在型観光地を目指し、観光レクリエーション拠点として位置づけ、中規模宿泊施設・休憩施設・飲食施設等の立地を促進する。

新住宅地として開発された大谷地区は、駟馳山バイパス完成後の交通利便性を生かし、道路・公園・下水道施設等生活環境が整備されたゆとりある居住拠点として町内外からの定住を促進する。

太田工業団地、網代新港背後地及び岩美インターチェンジアkses道路周辺を新規に工業・流通拠点として位置づけ、既存工場の集約化と産業立地を促進する。

由緒ある岩井温泉は、観光レクリエーション拠点として海・山の観光地との連携を強化し、滞在型観光の中核施設の立地を促進する。

### 周辺地区

都市計画区域内の市街地以外の地区は、農地の保全とある程度の都市化を図りながら生活環境施設の整備を促進する。

### 生活拠点地区

岩美町の中心的市街地を除く地域の中で、小学校又は集会施設等の文教厚生施設、生活利便施設が集積している地区は、生活拠点地区として利便性の向上と安全で親しみやすいゆとりある住環境と生活空間を育成する。

### 水と緑の軸

国立公園、国の「名勝及び天然記念物」に指定された海岸線、自然緑地及び緑豊かな自然環境が生み出す蒲生川の清流と水辺の緑を水と緑の軸として位置付け、保全・活用を図り市街地と連続する水と緑のネットワークの形成を促進する。



## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

#### [ 検討事項 ]

都市計画区域の地形その他の地理的条件について

南は山地に、北は日本海に挟まれ東西に走る国道により福部都市計画区域(区域区分なし)と隣接するものの山林を隔てて独自の区域を形成している。

人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通しについて

将来人口は、減少していくと予想される。

工業、商業その他の産業の業況及び今後の土地需要の見通しについて

産業の業況については、推計上は上向くものの現在の社会状況を勘案すると、急激な変化は予想されない。

土地利用の現状、密集市街地、災害のおそれのある区域、農地が介在し公共施設整備とともに計画的な市街化を図るべき区域その他の土地利用転換又は土地利用密度の変更を図るべき土地の区域の有無及び分布について

該当する土地の区域はない。

都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通しについて

現況の市街地区域を基本として整備が進められている。

産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無について

該当する計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施予定はない。

都市的土地利用の拡散について

概ね、国立公園、農用地や保安林等により規制されている。

緑地等の自然環境の整備又は保全について

概ね、国立公園、農用地や保安林等により規制されている。

区域区分の有無とその判断の根拠について

区域区分の有無の判断基準に基づき、非区域区分都市とする。

#### 区域区分の有無の判断基準

##### [ 線引き都市計画区域 ]

###### (1) 線引きを継続する

線引き都市計画区域では、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成、都市近郊の優良な農地との調和が図られてきていることから、原則として線引きを継続することとする。

###### (2) 線引きを廃止する

線引きを廃止した場合には再度線引きを適用することは事実上困難であることから、次の要件を全て満たす場合に限り、線引きを廃止できるものとする。

都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

次の要件の全てに該当し、線引きの必要性がないと判断される。

- ア) 市街地拡大の可能性がない。
  - イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がない。
- 線引きに代わる適切な土地利用規制がある。

[ 未線引き都市計画区域 ]

( 1 ) 線引きを適用する

未線引き都市計画区域でも、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成が必要となることが考えられることから、次の要件を全て満たす場合に線引き適用する。

中核的な役割を担う人口 10 万人以上の都市が含まれる。もしくは、それ以外の都市において都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

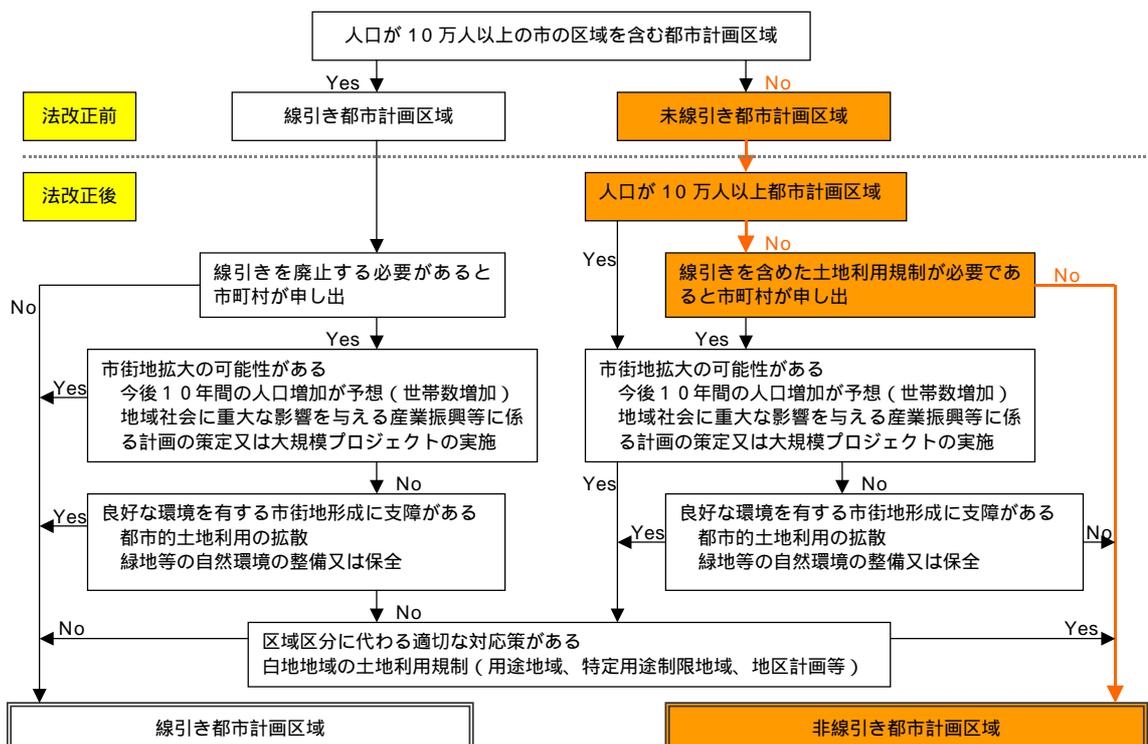
次の要件のいずれかに該当し、線引きの必要性があると判断される。

- ア) 市街地拡大の可能性がある。
  - イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がある。
- 線引きに代わる適切な土地利用規制がない。

( 2 ) 線引きを適用しない

( 1 ) で示される ~ の要件のいずれかに該当しない場合は、原則として線引きを適用しないこととする。

区域区分の判断基準フロー図



### 3 . 主要な都市計画の決定の方針

#### (1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 1)土地利用の基本方針

まちづくりの基盤となる土地利用については、現況課題を効率的に解決し、目標を実現するために、長期的視点に立って自然と都市が共生する土地利用を基本として、地域の特性を生かしつつ総合的かつ計画的に行う。

都市的土地利用と農業的土地利用の明確化を図ります。具体的には、現行の都市計画区域のうち、ＪＲ岩美駅前周辺から浦富・牧谷海岸に至る区域、都市計画道路牧谷新井線沿線及び、大谷地区（網代新港背後地を含み、日比野山農場整備事業区域を除く）については、都市的土地利用を促進し、これ以外の区域は農業的土地利用を主体とする。

市街地の中でＪＲ岩美駅前周辺地区は、商業と公共公益施設を主体とした地区として位置づけ、商業の活性化を促進し、岩美の表玄関にふさわしい都市的な土地利用を推進する。

市街地以外の区域のうち、岩井地区は、温泉を利用した宿泊施設が立地し、町内観光業の中心地として都市的土地利用を推進する。

岩井地区を除く市街地以外の区域のうち、農業・漁業を中心とする集落地については、ある程度の都市化を容認し、地域の特性を生かした地区環境を育成し、原則として今以上の都市化を抑制する。また、集落地以外の地区は、人口減少と高齢化の進行が激しく、農地転用による都市的開発傾向が少ないことから、現況の土地利用を維持する。

##### 2)主要用途の配置の方針

###### 商業地

- ・ＪＲ岩美駅前周辺（岩美駅から各地に延びる県道３路線の沿道の一部）を商業地に位置づけ、主に一般小売業の活性化を図る。
- ・宿泊施設等が集積されている浦富・牧谷海岸周辺を宿泊業務を中心とした商業地と位置づけ、海洋型レクリエーションを主体した活性化を促進する。
- ・岩井地区のうち、町道岩井中央線の沿道は、温泉を利用した商業地と位置付け、利活用を促進する

###### 住宅地

###### 専用住宅地

住宅地として特化している地区で、低層住宅や共同住宅が立地している地区及び計画的に開発された大谷地区に住宅地を配置する。

###### 一般住宅地

古くから形成されている住宅地を位置づける。また、狭隘な道路が多い地区においては、既存道路も含め防災面に配慮した道路網の検討を行う。

## 工業地

- ・工業的土地利用の現状としては、太田工業団地を中心に都市計画区域全域に分散し、規模は中小零細がほとんどで、大規模な用地は数カ所に限定される。また、網代漁港新港の背後地に大規模な水産加工施設用地が造成されている。
- ・地域高規格道路「鳥取豊岡宮津自動車道」の一部をなす駟馳山バイパスの完成により、網代新港背後地及び太田工業団地ともに交通利便性が向上し、新たな企業進出が期待されることから、岩美インターチェンジアクセス道路周辺と従来の2地区を工業業務地に位置づけ、既存工場の集約化を促進する。

### 3)その他の土地利用の方針

#### その他の施設地

##### 文教厚生施設地

商業地の周辺に学校等の教育施設及び病院等の施設が現在立地  
或いは立地を予定している地区を主要文教厚生施設地として位置  
づける。

##### レクリエーション施設地

浦富海岸・牧谷海岸、城原海岸等を位置づけ、国立公園、国の名  
勝及び天然記念物の規制の範囲内で、自然環境の保全や改善、景観  
向上等を図るため、良好な海浜や森林等の活用を図り、海洋資源や  
温泉を活用した観光レクリエーションの場を整備し、都市住民との  
交流を図る。

#### 農地及び集落地

##### 農地

大谷、本庄、浦富、岩井等の平野部には、広大な農地が展開して  
おり、これら農地は今後とも食料の安定供給を図る土地資源として、  
また、市街地周辺の貴重なオープンスペースとなっていることから、  
原則として保全を図る。

##### 集落地

農地周辺の集落地は、ゆとりの居住地として位置づけ、営農条件  
と調和のとれた良好な居住環境の整備に努め、生活道路等の生活基  
盤整備を推進する。

#### 自然緑地

- ・町北側の海岸線は、観光の中心であると同時に、水と緑の軸として  
も位置づけられることから、海岸部については部分的な公園緑地等  
の利用以外は原則として保全を図る。
- ・内陸部の自然緑地や河川等については、市街地を取り囲む環境にあ  
り、公園等の整備が予定されている地区以外は原則として保全を図  
る。

- ・農地は、その大部分が農振農用地区域に指定されており、都市計画区域の内外を問わずその保全を図る。

#### 4)計画的な土地利用の実現に関する方針

##### 地区計画制度の活用

無秩序な開発が進み生活環境が悪化しては、町内への定住化の障害となることも予想され、地区計画制度等を有効に活用し、地域の実情にあった良好な生活環境整備を促進する。また、地域の街並み、歴史・文化的な建物及び恵まれた自然要素などの景観資源を尊重したまちづくり（地域の顔づくり）を図るため地区計画等の導入を検討する。

### (2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 1)交通施設の都市計画の決定の方針

##### ア．基本方針

国道178号が海岸線に沿って、国道9号が町のほぼ中央を東西方向に走り、山間部の国府町等へ県道でアクセスしている。また、JR山陰本線が都市計画区域の中心部やや北側を東西方向に位置しており、交通利便性は比較的高いが冬季の駈馳山峠における慢性的な交通渋滞の解消と兵庫県北部との交流促進のため地域高規格道路「鳥取豊岡宮津自動車道」の早期完成が望まれる。

都市計画区域内の交通環境は、幹線道路の整備の遅れ、歩行者空間や駐車場の不足等の課題に対し住民の意向を反映しながら、順次整備を図ることを促進する。

市街地内の既存道路の位置づけ（幹線、補助幹線等）を明確にし、都市計画道路整備による道路網の確立と、歩行者や自転車等いわゆる交通弱者に配慮した交通環境の整備を推進する。また、高齢化社会に対応した公共交通手段として、JR山陰本線の利便性向上（余部鉄橋の定時性等）駐車場など交通結節点機能の拡充やバス利用を促進する。

##### イ．整備水準の目標

概ね、20年後の実現を目指す整備水準として、地域高規格道路「鳥取豊岡宮津自動車道」とこれと地区内外を連絡する主要幹線の整備を促進する。

##### ウ．主要な施設の配置方針

##### <道路>

##### 広域交流軸

広域交流軸である地域高規格道路「鳥取豊岡宮津自動車道」の一部をなす(都)岩美福部線及び「東浜居組道路」の早期完成と、さらに、この2区間を連結する区間（岩美インターチェンジ～陸上）の事業化を促進する。

### 幹線道路

幹線道路としては、国道9号、国道178号及びそれと連携を強化する(都)牧谷新井線(県道網代港岩美停車場線の一部と県道岩美停車場河崎線)並びに同(都)駟馳山浦富海岸線(国道178号の一部)さらに、県道陸上岩井線を位置づけ、市街地の円滑な交通の確保を図る。また、

岩美インターチェンジから国道178号・国道9号へのアクセス道路(都)河崎本庄線、(都)岩本本庄線は、インターチェンジを介して国道同士を連絡する道路であり、幹線道路として整備を促進する。

### エ. 主要な施設の整備目標

概ね、10年以内に優先的に整備することを検討する路線は、次のとおりとする。

- ・ (都)岩美福部線(駟馳山パパス)
- ・ (都)駟馳山浦富海岸線(国道178号 浦富地内の拡幅)
- ・ (都)河崎本庄線 岩美インターチェンジ~国道9号アクセス
- ・ (都)岩本本庄線 岩美インターチェンジ~国道178号アクセス
- ・ (都)牧谷新井線(岩美停車場河崎線 国道9号~前田線交差手前付近)

## 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### ア. 基本方針

#### 下水道

岩美町の財産であるきれいな海・川や豊かな自然を守り、区域の水質保全を図るため、地域の実情に応じた効率的・経済的な生活排水処理施設整備(公共下水道・農業集落排水施設・漁業集落排水施設及び浄化槽)の推進と、これら施設の適切な維持管理に努める。

#### 河川

治山治水対策として、河川改修事業の促進に併せて、生態系に配慮し緑豊かな自然環境が生み出す蒲生川、陸上川、吉田川の清流と水辺の緑を保全する。

### イ. 整備水準の目標

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、次のとおりとする。

#### 下水道

公共下水道2地区(大谷処理区、浦富処理区)、漁業集落排水3地区、農業集落排水1地区の整備を目指す。

また、平成12年時点の人口普及率(生活排水処理施設)は37%であるが、概ね20年後の目標値としては、100%とする。

#### 河川

蒲生川改修計画の早期完了を目指す。

ウ．主要な施設の配置の方針

下水道

公共下水道については、1地区、が供用中で、平成16年度一部供用を目指して1地区が整備中である。現在指定されている処理区域(大谷、浦富)において、汚水管渠等の主要な施設を計画的に配置し整備を促進する。

エ．主要な施設の整備目標

概ね、10年以内に優先的に整備することを検討する内容は、次のとおりとする。

河川

蒲生川については、治水対策を促進し、その他の河川については今後、治水上の必要性に応じて整備を図る。

(3)市街地再開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ア．基本方針

土地利用の基本方針を踏まえ地域の实情に応じた区画整理事業等の市街地整備を検討する。

(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア．基本方針

岩美は、古くから温泉と海岸と高原の町として栄え、国立公園、国の名勝及び天然記念物に指定された海岸線や自然緑地及び良好な農耕地等、豊富な緑とオープンスペースに囲まれておりその保全・活用を図るとともに地域の恵まれた緑へのアクセス性の向上や、散策道等の設置により、これらを緑地として有効に活用する。また、公園については、現在、都市公園(岩井公園)が、10.0ha指定されているが、生活空間に係る強い要望が予想され、昭和61年3月に策定された「岩美町緑のマスタープラン」並びに「岩美町公園化・景観形成計画」を基本とし、今後、都市計画以外の施策(農業関連施策等)の導入も視野に入れた整備促進を図る。

#### 4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針

風水害や震災などの自然災害の未然防止と被災の軽減の見地にたって、山地災害危険地区・土砂災害危険箇所における治山事業及び砂防事業の推進を図るとともに、災害時の避難地、避難経路等を踏まえた都市施設整備及び防災拠点となる施設配置や火災危険度が高い市街地の建築物不燃化、密集市街地の防災性向上など総合的な整備を計画する。

一方、増加傾向にある犯罪に対して、地域のコミュニティ形成を図るとともに都市施設整備において危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

- 防災対策に関しては、「地域防災計画」が策定され、地震・火災等の災害に対する具体的な予防計画が検討されているが、鳥取県西部地震の教訓を踏まえて点検見直しを行い、災害に強いまちづくりを図る。
- 田後、網代、浦富等の地区において、木造家屋が密集し消防活動が困難な集落の解消を図り、災害時における避難路を確保するため、狭隘な道路の改善及び道路網や歩行者の避難路ネットワークの整備と、公園、緑地、学校等の公共施設を中心とする避難地の確保を推進する。

#### 5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針

高齢者等が自由に行動できるようバリアフリー化されたまちづくりを目指して、公共的建築物、公共施設等のバリアフリー化を進め、人に優しい都市環境の整備を図る。併せて遠隔医療サービス等が可能となるように光ファイバー網の整備や高度医療機関・緊急医療・福祉サービスの享受を支援するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

四季の彩り豊かな自然景観や地域の風土、文化、生活に根ざした街並みなど共有の財産である優れた景観を守り、育てさらに創り次代に引き継ぐために行政、住民、事業者がそれぞれの責務を担いながら取り組んでいく。

- 岩美の持つ豊かで美しい自然環境や歴史・文化などの特性を生かし、創意と工夫を凝らして、心のよりどころとなる景観形成を図るものとし、『岩美町公園化・景観形成計画』の考え方を基本に“美しい住環境づくりを目指して”をテーマにした都市景観の育成を図る。

都市計画マスタープラン図

